

「大規模地震に備える」拠点給水所の 開設・運営訓練について

山形市では、大規模地震時に迅速な応急給水を行うため、震度5弱以上の地震が発生した際に、市内28箇所の公園等や小中学校に拠点給水所を設置します。このうち、公園等の5箇所（桜田小学校、第二公園、霞城公民館、薬師公園、第九小学校）では地下タンク式の震災用緊急貯水槽を利用し、令和3年度から関係者が集まって訓練を行っています。

つきましては、拠点給水所の開設・運営訓練を次のとおり実施しますので、取材していただきますようお願いします。

1 日 時・場所等

日時			場所
6月 6日（金）	午前 9時～		第二公園
6月 9日（月）	午前 9時～		霞城公民館
6月 9日（月）	午前10時30分～		薬師公園

2 内 容

（1）開設訓練

山形市管工事協同組合が震災用緊急貯水槽にホース、ポンプ及び応急給水栓等を取り付け拠点給水所の機能を整えます。

（2）運営訓練

ヴェオリア・ジェネッツ㈱と（一財）山形市上下水道技術センターが開設後の引き継ぎを受け、応急給水を行います。

3 参加者

山形市管工事協同組合、ヴェオリア・ジェネッツ㈱、
（一財）山形市上下水道技術センター、山形市上下水道部（業務課、総務課）



【本件に関するお問い合わせ】

〒990-0836 山形県山形市南石関27番地

山形市上下水道部 総務課 担当：防災係 阿部

TEL 023-645-1177（内線223）

FAX 023-645-1922

メールアドレス jousesui-soumu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

地震時における拠点給水所での応急給水活動について

近年、全国的に大きな被害をもたらす自然災害がたびたび発生しております。山形市においても山形盆地断層帯を震源とする最大震度7の地震が予想されており、地震災害への備えが重要です。

山形市では、大規模な地震（震度5弱以上）が発生した場合、迅速に応急給水を行うため、市内28箇所にて拠点給水所を開設します。

1 応急給水の見直し

これまで **地震発生** → **被害状況確認** → **応急給水計画** → **応急給水**

課題 被害状況の確認に時間がかかり応急給水に遅れ

震災用緊急貯水槽5箇所と給水タンク10台では施設や資機材が不足

これから **地震発生** → **拠点給水所（28箇所）を開設・応急給水**

より多くの地点で飲料水を確保し、応急給水の初動対応を迅速に

2 拠点給水所

拠点給水所は、あらかじめ指定した市避難所となっている小中学校等や公園等28箇所です。

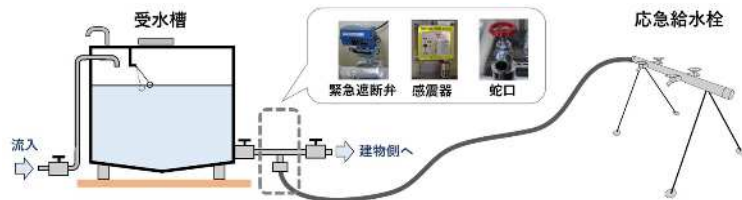
このうち、小中学校等23箇所では学校施設の受水槽を活用し、公園等5箇所では既に設置してある震災用緊急貯水槽を活用して応急給水を行います。

拠点給水所施設	備考
① 第二公園	耐震貯水槽
② 雲城公民館	耐震貯水槽
③ 葉師公園	耐震貯水槽
④ 桜田小	耐震貯水槽
⑤ 第九小	耐震貯水槽
⑥ 南山形小	受水槽
⑦ 第二中	受水槽
⑧ 千歳小	受水槽
⑨ 第八中	受水槽
⑩ 本沢小	受水槽
⑪ 金井小	受水槽
⑫ 明治小	受水槽
⑬ 大管根小	受水槽
⑭ 蔵王二小	受水槽
⑮ 大郷小	受水槽
⑯ みはらしの丘小	受水槽
⑰ 山寺小・中	受水槽
⑱ 蔵王第三小・二中	受水槽
⑲ 高瀬小	受水槽
⑳ 東沢小	受水槽
㉑ 南沼原小	受水槽
㉒ 西山形小	受水槽
㉓ 商業高校	受水槽
㉔ 宮浦小	受水槽
㉕ 鈴川小	受水槽
㉖ 出羽小	受水槽
㉗ 楯山小	受水槽
㉘ 滝山小	受水槽



3 災害用貯水槽の整備

小中学校等23箇所では、日頃から学校で使用している受水槽に、緊急遮断弁等を取り付け、揺れを感知すると受水槽内の水を確保する仕組みを整備しています。また、応急給水に必要な給水栓（給水用蛇口）や、ホースなどの備品も配備しています。



4 拠点給水所の開設・運営

小中学校等23箇所では、避難所運営委員会のご協力をいただき開設・運営を行います。このため、災害用貯水槽の整備にあわせてマニュアルを配備し、各避難所運営委員会と協働で訓練を実施しております。公園等5箇所では、専門的な操作技術を要することから、山形市管工事協同組合や包括委託先の企業のご協力をいただきます。



[参考] 地震時における山形市応急給水活動基本方針（令和2年度）

目的	より多くの地点で飲料水を確保し、応急給水の初動対応を迅速に行う。
概要	① 地震発生時（震度5弱以上）、市内28箇所の拠点給水所を開設する。 ② 拠点給水所は自動的に開設する。（午前8時から日没までを基本） 市避難所となっている拠点給水所は、各避難所運営委員会の協力のもと開設・運営する。 ③ 市内の断水状況等を把握し、必要に応じて拠点給水所以外へ給水車による応急給水を行う。 ④ 福祉避難所等から要請を受けた場合は、給水車による補水を行う。 ⑤ 本市のみでの活動が困難な場合は、速やかに他都市等へ応援を要請する。 ⑥ 令和2年度から5年度の計画で、拠点給水所の災害用貯水槽を整備する。 整備後は、市避難所にマニュアルを配備し、避難所運営委員会と協働で訓練を実施する。



ご家庭でもできる
水道3つの備え

飲み水の備え
1人1日最低3ℓ
災害発生直後の
飲み水の備え

水のため置き
風呂水は
消火やトイレに
活用

容器の備え
取っ手がついて
10ℓ程度の容器
の備え